

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	地域福祉の推進に向けた基本的な方向性を示すとともに、市町村の取組をはじめ、様々な主体による取組を支援する県の施策を示す。
2 計画の位置付けと役割	- 社会福祉法の規定に基づく計画 - 県の地域福祉推進に向けた方向性等を示す計画 - 市町村の地域福祉の推進を支援する計画 - 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資する計画
3 計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）〔5年間〕
第2章 本県の地域福祉を取り巻く現状	
- 人口減少と少子高齢化の進行 - 高齢単身世帯の増加 - 認知症の人の増加 - 児童虐待相談対応件数の増加 - 地域における支え合い機能の低下 - 個人や世帯が抱える課題の複雑化・複合化 - 大規模災害からの創造的復興 - 新型コロナウイルスの影響による生活困窮、社会的孤立の深刻化、地域福祉活動の自粛 - 社会福祉法の改正（市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定）	
第3章 第3期計画推進における成果と課題	
1 第3期計画の成果と課題	- 地域の縁がわづくり、地域の結いづくり等の取組が進んだ。 - 指標12項目のうち3項目が目標達成。その他の指標についても、目標値に近づくなど一定の成果があったが、引き続き取組の推進が必要。
2 今後取り組むべき課題	人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域における支え合い機能の強化や、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題等への対応が必要。また、災害や感染症の発生に備えた対策も必要。
《今後取り組むべき課題》	
● 地域における支え合い機能の強化	⇒ - 地域における居場所・活躍の場づくり、支え合い機能の充実が必要 - 地域福祉の担い手の育成が必要
● 災害（感染症含む）への対応	⇒ - 被災者の生活再建支援、被災地でのコミュニティ形成支援が必要 - 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進（ICTの活用推進等）が必要
● 複雑化・複合化した課題等への対応	⇒ - 虐待防止の強化、成年後見制度の利用促進、生活困窮者支援の推進等、福祉制度・サービスを適切に利用できる基盤整備が必要 - 市町村における包括的な支援体制の整備（多機関の協働推進等）が必要

第4期熊本県地域福祉支援計画

概要

資料 1

第4章 計画のめざす姿

互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる
地域共生社会の実現

～誰一人取り残さない
持続可能な地域づくりをめざして～

これまで築き上げてきた本県独自の強みである「地域の縁がわ」等の地域資源を活かすとともに、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害の教訓を踏まえて、住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる、災害にも強い、地域づくりを県民みんなでめざす。

《施策の基本方向》

福祉による地域づくり

地域の縁がわづくり

地域の結いづくり

地域の人づくり

災害にも強い地域福祉の推進

大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進

多様な災害に強い新たな地域福祉の推進

地域づくりを支える基盤整備

福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

包括的な支援体制づくり

第5章 施策の展開

福祉による地域づくり

施策1 地域の縁がわづくり

(1) 地域の縁がわの立ち上げ支援
(2) 支え合い活動の拠点としての機能充実
(3) 誰もが活躍できる場の創出
(4) 市町村における活用推進

施策2 地域の結いづくり

(1) 地域住民同士の支え合い・見守り体制の充実
(2) 災害に備えた取組の強化
(3) 買い物支援・移動支援の推進

施策3 地域の人づくり

(1) 福祉の心の育成
(2) 地域福祉を担う住民の育成
ボランティア活動への参加促進
福祉のまちづくりリーダーの養成
(3) 自治会、ボランティアグループ、NPO法人等が行う地域活動への支援
(4) 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の拡大
(5) 民生委員・児童委員の人材確保と活動環境の向上

災害にも強い地域福祉の推進

施策4 大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進

(1) 「地域の縁がわづくり」「地域の結いづくり」の重点的支援
(2) 被災地における地域づくりを支える担い手の育成
(3) 災害公営住宅、応急仮設住宅におけるコミュニティ形成の支援
(4) 復興ボランティアの支援
(5) 地域支え合いセンターの運営支援

施策5 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進

(1) 多様な災害に強い地域づくりの推進
(2) ICT（情報通信技術）等を活用したつながりの維持

地域づくりを支える基盤整備

施策6 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

(1) 権利擁護体制の充実
児童、高齢者、障がい者等の虐待防止の強化
日常生活自立支援事業の活用促進
成年後見制度の利用促進
(2) 福祉サービス第三者評価制度、苦情解決体制の充実
(3) 生活困窮者支援の推進
(4) 一人ひとりの状況に応じた支援

施策7 包括的な支援体制づくり

(1) 市町村における包括的な支援体制整備への支援
市町村における包括的な支援体制づくりの促進
市町村社協、地域包括支援センター等の機能強化
福祉人材の確保・育成
地域福祉の情報発信と情報共有
(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画への支援

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

○ 県地域福祉推進委員会の意見を踏まえて推進

○ 県庁内部局横断的な関係課との連携

2 市町村、県民の皆さんとの連携

「県民みんなが進める支え合いのくまもとづくり」として、県民の皆さんと協働して推進